

5-27 パッケージ型消火設備

パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する基準は、「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第12号）の規定並びに3-2パッケージ型消火設備の取扱いによるほか、次によること。

1 設置位置

- (1) 扉の開閉が容易にでき、かつ、避難口または階段付近に設置し、火災の際容易に操作ができる位置に設置すること。
- (2) 間仕切り等により放水できない部分が生じないようにホースを延長する経路、ホースの長さ及び放水距離を考慮し、防護する範囲に有効に消火できるように設置すること。

なお、パッケージ型消火設備の放水距離は10mとする。

2 格納箱の構造

- (1) 大きさは、収納された弁の操作及びホースの使用に際し、ホースのねじれ、折れ、ひっかかりその他支障を生じないものであること。
- (2) 扉は、容易に開放でき、ホースの延長に支障がなく、かつ、避難上障害とならないものであること。
- (3) 扉の開放角は150°以上であること。

ただし、防火対象物の角部等に設けるもので、ホースの延長に支障とならないものについては、開放角を90°以上とすることができる。

3 赤色の灯火及び表示

- (1) 赤色の灯火は、取付け面と15°以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから点灯していることが容易に識別できるように設けること。

なお、非常電源は30分以上とすること。

- (2) パッケージ型消火設備の格納箱の扉の裏面には、操作の各手順を図示するとともに、簡略な説明文等示す表示シールを貼付すること。

4 電源、配線等

- (1) 配線は規則第12条第1項第5号の規定に基づき設置すること。
- (2) 常用電源回路は、低圧のものにあつては、引き込み開閉器の直後から分岐し、専用配線とすることとし、特別高圧又は高圧による受電のものにあつては、変圧器二次側に設けた配電盤から分岐し、専用配線とすること。

ただし、パッケージ型自動消火設備を設置する場合、電源、非常電源をパッケージ型自動消火設備と兼用することは差し支えない。